

県内各医療機関 御中

茨城県保健医療部医療局医療人材課

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定に係る手続き等について(通知)

本県の保健医療行政につきましては、平素より御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づき、医師をやむを得ず年 9 6 0 時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関については、県に特定労務管理対象機関（B・連携 B・C-1・C-2 水準）の指定申請を行い、指定を受ける必要があります。

つきましては、今年度の本県における指定申請の詳細について、以下のとおりお知らせしますので、指定を受ける必要がある医療機関においては、各内容をご確認の上、指定申請に向けた準備を行っていただくようお願いします。

#### 記

#### 1 指定申請に係る各資料について

- ・指定申請に係るスケジュール：別添 1
  - ・茨城県特定労務管理対象機関指定要項：別添 2
  - ・指定申請に係る提出書類等：別添 3
  - ・特定地域医療提供機関（B 水準）の県における指定要件：別添 4
- ※別添 2 の申請様式については、以下の県 HP からダウンロードください。  
<特定労務管理対象機関の指定等について（県 HP）>

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ishikakuho/tokuteiroumukanritaisyoukikan.html>

#### 2 申請受付期間

第 1 次受付：令和 6 年 5 月 1 日（水）～ 6 月 28 日（金）（9 月頃指定通知発出予定）

第 2 次受付：令和 6 年 8 月 1 日（木）～ 10 月 31 日（木）（翌年 1 月頃指定通知発出予定）

#### 3 申請方法

原則、G-M I S（厚生労働省医療機関等情報支援システム）による申請となります。

以下の操作マニュアルや説明動画をご確認の上、自院のアカウントから、申請を行っていただく予定です。

なお、G-M I S による申請が困難な場合には、県へお問い合わせください。

<G-M I S ログインページ>

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

<操作マニュアル・説明動画（「いきいき働く医療機関サポート WEB」内）>

<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

#### 【問合せ先】

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

茨城県保健医療部医療局医療人材課 医師確保担当 寺門

Tel:029-301-3191 Fax:029-301-3194

E-mail:i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp